

第109回生ルーキーチャンピオンレース（若駕賞）について

第109回生ルーキーチャンピオンレース（若駕賞）の取り扱いについては下記のとおりとする。

記

1. 名 称 第109回生ルーキーチャンピオンレース（若駕賞）
2. 施 行 者 平成29年3月及び4月に記念競輪を開催する施行者の中から、運営調整部会において選定を行う。
3. 実施競輪場 平成29年3月及び4月に記念競輪を開催する競輪場の中から、運営調整部会において選定を行う。
4. 実 施 日 実施競輪場との調整により、運営調整部会において決定する。
5. 競 技 実 施 (公財) JKA〔競技実施法人〕
6. 趣 旨 新人選手による新鮮味豊かな競走をお客様に提供するとともに、次代を担うスター選手の登竜門となるレースの開催を目的として、新人選手の中から、品性、技能ともに優秀な選手を選抜して実施する。

7. 競 走

- (1) 競走の数 1レース（単発レース）
- (2) 使用自転車の種類 単式競走車
- (3) 競走の種類 先頭固定競走（オリジナル）
- (4) 競走の距離 実施施行者等により別途、決定する。

8. 参加選手数及び選抜方法

- (1) 参加選手数
 - ① 正選手 9名
 - ② 補欠選手 2名
- (2) 選抜方法
 - ① 正選手の選抜

日本競輪学校第109回生卒業の選手であって、選考期間（平成28年7月から12月までの期間）終了時におけるルーキーチャンピオンレース（以下、「本レース」という。）開催時の在籍級班が上位の者から、品性、技能ともに優秀な選手を運営調整部会において選抜する。

なお、同一級班の場合は、選考期間における平均競走得点上位者から順次選抜する（選考期間における平均競走得点が同点だった場合は、選考期間における選考用賞金獲得額上位者を上位とする）。

ただし、次の項目に該当する選手は、選考から除外する。

(ア) 選考期間における出走回数が18出走未満の選手。

18出走未満の選手であって、その事由がオリンピック、世界選手権及びワールドカップ等国

際大会への出場による選手、(公財)日本自転車競技連盟公認の選手強化合宿訓練への参加による選手については、運営調整部会において審議することとし、それ以外の選手については、いかなる事由であっても選考対象から除外する。

ただし、天災その他施行者の責めに帰することができない理由により、広域かつ相当期間の開催中止があった場合は、運営調整部会で審議の上、「特別競輪等（G P・G I・G II）出場選手の選抜方法に関する申し合わせ」の規定に準じて、最低出走回数を減じることがある。

- (イ) 選考期間中に失格を2回以上した選手。
- (ウ) 選手選考時において、「競輪に係る業務の方法に関する規程」（以下、「業務規程」という。）第134条に定める出場あっせん保留、身体検査未受検によるあっせん保留の措置を受けている選手。または、本レースの開催月において、業務規程第135条に定める出場あっせん停止、第142条に定める出場あっせんをしない処置、及び(一社)日本競輪選手会の自粛の措置を受けることが決定している選手。
- (エ) 本レースを主催する施行者から(公財)JKA〔競技実施法人〕を介して本レースの開催期間に出場あっせん辞退を受けている選手。

② 補欠選手の選抜

正選手の選抜方法に準じ、正選手を除いた上位選手から順次選抜する。

③ 出場選手の確定

出場選手及び補欠選手は選考期間終了時点における開催時在籍級班及び競走成績を基に行った選手選考時をもって確定することとし、選手選考後から本レース開催までの間に特別昇級もしくは特別昇班が発生したことにより、これを変更することはないものとする。

④ 選手選考時において選抜された正選手及び補欠選手についても、選手選考後から本レース開催までの間において、次に該当した選手はその出場を取り消すこととする。

業務規程第134条に定める出場あっせん保留、身体検査未受検によるあっせん保留の措置を受けることが決定した選手。または、本レースの開催月において、業務規程第135条に定める出場あっせん停止、第142条に定める出場あっせんをしない処置、及び(一社)日本競輪選手会の自粛の措置を受けることが決定した選手。

9. 賞 金

賞金については別に定めるものとする。

10. 競走得点等

基準出走回数及び競走得点の対象とする。

なお、レース平均点については、運営調整部会において別に定めることとする。

11. そ の 他

本レースは、特別昇級もしくは特別昇班の対象とはしないものとする。

なお、本要綱に定めのないものについては、その都度、運営調整部会において協議するものとする。